

社会福祉としての保育労働に関する一考察

—今日における保育労働運動の意義—

高木博史*

はじめに

- I. 社会福祉から「切り離されてきた」保育
- II. 社会福祉における保育労働運動の意義
 - 1) 社会福祉ニーズとしての保育問題
 - 2) 1960年代の保育労働運動に学ぶもの
 - III. 「保育市場化」による保育労働への影響と「保育の質」
 - 1) 「保育の質」と待遇問題
 - 2) 保育労働者として「保育市場化」をどうとらえるか
 - IV. 社会福祉としての保育労働の復権を目指しておわりに

はじめに

2016年、「保育園落ちた、日本死ね！」ブログ問題は、わが国における待機児童問題を顕在化させ、同時に子育て環境や保育労働をめぐる問題について多くの問題提起がなされたといえる。センセーショナルなタイトル、そして、激しい口調の中に、働きたいと思っているにもかかわらず、子どもを保育園に託すことができない怒りが十分に伝わってくるものだったといえよう。

少子高齢化時代が叫ばれるようになって久しいが、高齢者問題は社会福祉の問題として認識されているイメージも強い。国家資格である介護福祉士や社会福祉士の多くが高齢者分野で活躍していることも事実であろう。一方で、保育問題は社会福祉の問題として認識されているとは言いたい状況である。それは、戦後の早い時期から「保母」資格の時代を経て「保育士」として国家資格が創設されてきたという歴史から、保育だけが、人間の生活を支える上で必要な社会福祉政策の中で、誤解を恐れずに言えば「子ども」のお世話や日中、預かる仕事としてだけにその役割を事実上「特化」され、期待されてきたことによるのではなかろうか。

本稿では、そもそも、保育問題も社会福祉・社会保障の問題であることを再確認し、今日、

求められる社会福祉としての保育労働のあり方を提起することを目的としている。

I. 社会福祉から「切り離されてきた」保育

社会福祉といえば、高齢者福祉や障害者福祉といったイメージはすぐに浮かんでくるが、「保育」のイメージが浮かんでくる者は少ないのでないだろうか。また、保育士を目指す学生がその理由として「子どもが好きだから」というのは少なくないだろう。もちろん、それは大切なことであり大前提となる話であるが、仕事としていく上で、本当にそれだけで目的が達成できるのかという懸念も生じてくる。

国家資格である保育士になるためには、養成機関を経て資格を得るルートと国家試験によって資格を得るルートに分けられる。保育士を管轄する行政庁は厚生労働省であり、養成機関におけるカリキュラムの中には「社会福祉（若しくはそれに準じる名称のもの）」が設置され、国家試験の科目にも「社会福祉」が独立した科目として含まれている。これは何を意味するのか。それは、保育士が紛れもなく「社会福祉」の仕事であり、その基礎知識や素養を身につけた人材でなければならないことを意味している。

しかし、保育士のイメージは必ずしも、社会福祉に携わる人材として認識されておらず、單に「子どものお世話」をする仕事だと認識されているといつても言い過ぎではない状況である。ここでは、なぜこうしたイメージが定着してきたのかということについて、整理を試みたい。

今日、多くの短期大学や大学で保育士の養成が行われている。また、幼稚園教諭の養成を行っているところは、同時に保育士の資格も取得できるところも少なくない。一方で、社会福祉としての保育という観点はそれほど重視されてい

* 岐阜経済大学経済学部准教授

ない印象はぬぐえないであろう。たとえば、筆者が卒業した社会福祉系の大学においても保育士国家試験の受験指導などがなされていたが、「ソーシャルワークができる保育士」の養成というキャッチフレーズが当時としてのキャッチコピーとしてあった。しかし、子ども自身の問題のみならず、それを通して見える貧困や虐待、生活環境、あるいは発達上の課題といった家庭や生活環境の問題は、まさにソーシャルワークが必要とされているところであり、それ自体が社会福祉労働であるはずである。にもかかわらず、「保育」の基礎的な部分に「社会福祉」の理念が本当に根付いているのかということに疑念を抱かせることを示唆していた事例だといえよう。

一方で、「戦後日本の保育所は、1947年の児童福祉法、1948年の児童福祉施設最低基準の公布を起点にして、それまで一般的に託児所と呼称されていた救貧施設としてではなく、憲法理念を具体化する児童福祉施設として性格を付与されて、制度としてのスタートを切¹⁾ったという歴史から比較的、戦後の早い時期に「保育」の領域が確立してきたといえる。子どもの発達を保障するという部分において社会福祉の中においても専門分化が最も進んだ領域であるともいえる。それを裏付けるものとして「1948年には、保育学の理論研究の確立のために『日本保育学会』が結成されてい」²⁾る。そこからは、社会福祉の一領域でありながらも。子ども発達とそれを取り巻く環境に対する働きかけを一つの「学問領域」としてとらえられて発展してきたことがうかがえる。こうした動きは、様々な課題について専門的見地からの議論が行われることで、保育の質を高めてきたという側面はあるだろう。

しかし、そもそも保育問題は、戦後の経済復興に伴う高度経済成長期時代における社会の変化の中で深刻化してきた問題である。野本三吉によれば、保育問題の深刻化について「パートタイマーや内職という形での臨時職員の大量採用という現実がある。不安定な雇用形態と低賃金による女性労働者の拡大」³⁾があり、「こうし

た女性の就労は、家庭内での家事や育児の時間を奪うことになり、家庭に残してきた子どもたちの養育問題が大きな課題とな」⁴⁾っていることを指摘している。このことは、まさに保育問題が生活問題であり、社会福祉の課題であることは明確であることを示唆しているといえるだろう。

一方で、こうした構造的問題について深く理解がなされないまま、あるいは、政策的意図さえも感じさせられるような意識的に理解させないようにしている養成のあり方が「子どものお世話」をする仕事としてのイメージを定着させてしまっているのが今日における状況ではないだろうか。そうでないとすれば、子どもに貧困や虐待、あるいは子育て支援環境をめぐる問題について保育士が団結し、課題解決のための運動の拠点的存在として活動を展開していくてもおかしくないのである。しかし、実際にこうした状況になっていないのにはいくつかの理由がある。既に述べてきたように、養成課程において、果たして、どれだけ社会福祉問題として明確に位置づけられているのかということである。また、認可保育所であっても労働組合が存在するところは少なく、子どもをめぐる諸課題について仲間同士で話し合う機会が少ないとすることや決して十分とはいえない保育士の配置基準の中で過剰労働となっていることなどがあげられるのではないだろうか。

こうした課題を解決していくためには社会福祉における全体的構造が、子どもの保育問題、あるいは発達をいかに保障していくのかということについてどのような影響を持っているのかということを、ミクロレベルからマクロレベルにわたって見通せる視点と力を付けていくことである。そうすれば自ずと保育問題の本質とは何かということに保育士自身が気づき、何が求められているのかということに気づいていくことができるのではないだろうか。しかし、現状では、こうした期待に必ずしも十分に応えていない状況が存在する。そこに「社会福祉」から「切り離されてきた」保育の現代的性格が表れているのではないだろうか。保育労働が社

会福祉としての労働であるということを意識しなければ、子どもと子どもを通して見えてくる生活問題の解決に保育士が主体的にかかわっていくことはできないであろう。

II. 社会福祉における保育労働運動の意義

1) 社会福祉ニーズとしての保育問題

このように保育労働が社会福祉としての労働と「切り離されてきたこと」によって、一部の保育労働者においては自主的な研究や取り組みがなされていたものの、結果的に保育分野における労働運動や要求運動が弱体化し、「保育市場化」への流れに突入していくことになったのではないだろうか。

本章では、そもそもなぜ「保育の市場化」が保育労働や「保育の質」に影響を及ぼし、その担い手としての保育労働者のあり方について考察する。

また、本研究では保育に関わる全体的な運動を「保育運動」と呼び、保育労働者が主体となって問題解決に動いた、あるいはそれが期待されるという状況においての運動を「保育労働運動」と呼ぶことにする。

保育運動が盛んに行われていた時期と2000年前後の社会福祉基礎構造改革前後の時代的背景を踏まえ、「保育市場化」がもたらした保育労働への影響と「保育の質」の問題について考察を試みたい。

浅井春夫は、「社会福祉における公的責任を考えるうえで重要な視点は、福祉サービスを必要としている人々がだれひとり"落ちこぼれる"ことなく、保障されているところなのである。社会福祉におけるニーズとは、人間らしい生活を送るうえでなくてはならない必要や要求をさすのであり、社会福祉の本質的機能は基本的人権の擁護なのである。人間生活にとって必要不可欠なものとは、①衣食住などの生活必需ニーズ、②家事労働や生活援助・ケア、そして、③人間の喜びや充実感といった『人間の尊厳』そのもの、それらの保障」⁵⁾ であると述べている。保

育をここに位置づけるとするならば、②で示されている「家事労働や生活援助・ケア」であろう。浅井は、保育は社会福祉の問題であり、本来であれば公的責任によって行われる事業であることを指摘しているといえるだろう。そして、この問題は、保育問題の構造をどのようにとらえ、保育労働者にどのような動きが求められるのかということを示唆しているといえよう。

2) 1960年代の保育労働運動に学ぶもの

次に、保育運動の歴史的経緯について見て行きたい。保育を社会福祉の問題ととらえていく上で、保育労働運動が果たしてきた役割は大きかったといえるからである。なぜならば、保育労働運動が、単に保育労働者の労働条件の向上ということのみを目的にしてきたものではなく、保育労働者が主体的に子どもと子どもを通して見える諸課題に対し真剣に向き合い、保護者や地域住民らと連帯し、政策への働きかけを行ってきたというまさに、ソーシャル・アクションというべき動きとして展開してきたからである。

既に述べてきたように、保育分野は、戦後直後から動きを見せていたものの、やはり大きな動きとしては、保育所増設運動が盛んになった1960年代であろう。この時期には「自分たちで共同保育所を作る運動や、市町村に公立保育所の設置を求めるとともに、『ポストの数ほど保育所を』のスローガンに象徴されるように、地域の社会資源としての保育所整備という、いわば住民による街づくりの視点をも含んだ運動へと成長してい」⁶⁾ った。そして、こうした運動を推進する原動力のひとつの核となったのが保育労働者によって1963年に結成された東京都保育所労働組合（現・全国福祉保育労働組合）であった。

この頃の保育運動は、戦後の混乱期から行動経済成長期時代にかけて、女性の就労拡大に伴う子どもの養育問題について、保育労働者がそれを「社会問題」としてとらえ行動してきた結果として、運動の盛り上がりを支えたという事

実を挙げることができるだろう。

一方で、保育に関わる資源の量や人材確保という意味では、一定の成果を上げることができてきたこうした運動もこの段階で「保育の質」という問題がクローズアップされていたわけではない。しかし、圧倒的な保育所不足によって女性の就労が妨げられ、それが、社会にとっても家庭においても大きな「生活問題」として横たわっているという状況を変革していくかなければならぬという保護者の共通した思いを、保育労働者が受けとめることができていたといえる。そして、こうした思いを集約し、政策的提言につなげていく場として「1969年に研究団体や、労働組合、保護者会、地域の保育運動組織など多様な保育団体が参加して実行委員会がつくられ『民間保育団体合同研究集会』が長野県山ノ内町で開催」⁷⁾ されている。この集会は、その後も全国保育団体合同研究集会」として、現在でも継続的に開催されている。そうした意味では、単なる「保育運動」ではなく「保育労働運動」だったともいええるだろう。だが、今日、こうした集会に職員が参加している保育所は全体の中から言えばやはり主流とはいえない。日常業務の中で、子どもの発達課題や子どもを通して見える社会的環境を含めた問題について問題意識を持つことさえも困難になっている現状が垣間見えているのではないだろうか。

1980年代になると「保育の質」も問われてくるようになった。「認可外保育施設であるベビーホテルでの乳児の死亡が多発し、ベビーホテル問題として社会を揺るが」⁸⁾すようになってきた。いうまでもなく、認可外施設は、法的な規制の範疇に入らないものでその実態は玉石混合である。自主的な勉強会の開催や参加を行い「保育の質」の向上に努めているところもあれば、利益最優先のところもあるだろう。こうした認可外保育所の問題は紛れもなく政策的問題であり、保育労働者はそのこと自体を深刻に受け止めていくことが求められている。たとえば、無認可保育所では必ずしも保育士の「有資格」であることを求められない。子どもの発達や子どもを通して見える問題をどう捉えていくのかと

いうことについて最低限の知識や思考を身に付けているということを前提とした保育士資格が求められていないということが意味するもの=「保育の質」という観点から見ると十分ではないといえるだろう。もちろん、有資格者であるかないかというだけで「保育の質」を判断するわけにはいかないが、無資格者の割合が増えれば、相対的な「質の低下」につながることは否定できない事実であろう。

1990年代に入ると保育政策は新たな局面を迎える。1996年の12月には中央児童福祉審議会が「少子化にふさわしい保育システムについて」という報告をまとめ、「現行の制度を全面的に見直し、多様化する保育需要に見合う保育サービスを確立する必要性があること、親が自由に選択できる多様な保育サービスの実施や質を向上させる努力が求められていることが主張され」⁹⁾、事実上の措置制度の廃止を視野に入れた契約制度の導入が提言された。そして2000年前後にかけて保育分野では規制緩和が進み、事実上、民間営利企業の参入が可能となつた。

一方で、こうした動きについて1960年代ほどのパワーを運動の側が發揮できなかつたことができるだろう。高度経済成長時代に、次々と資本主義の矛盾が生まれ、それを自分たちの問題として運動に傾注してきた時代背景と何が違つたのであろうか。それは、やはり、保育労働者自身の自覚であり、保育問題がいかに自らの生活に密接に関係している社会福祉問題であるという意識ではなかつたのか。こうした意味で、1960年代は、単に保育問題の改善をめざす「保育運動」にとどまらない「保育労働運動」でもあった。そして、この「保育労働運動」としての盛り上がりに学ぶべきものは少なくなく、今一度、それを検証していくことは「社会福祉としての保育労働」を問い合わせうえでその意義は大きいといえる。

III. 「保育市場化」による保育労働への影響と「保育の質」

1) 「保育の質」と待遇問題

1960年代に展開された保育運動については、保育所の増設といった大きな成果を勝ちとってきたものの、必ずしも「保育の質」ということが問われていたというわけではなかったことについて既に言及した。しかし、時代が変わり「保育の質」が問われるようになってきた今日において、それを考える上でどうしても考慮しておかなければならぬ問題は「待遇」の問題である。「福祉市場化」によって「保育の質」は向上するのか、しないのかということを検証しておく必要性もあるのではないだろうか。社会福祉労働は一部の公務員を除き、保育労働に関わらず概して労働条件は低いといえる。そして、社会福祉のほとんどすべての分野に「(擬似) 市場化」が持ち込まれた社会福祉基礎構造改革が遂行された2000年前後と現在において、実は、ほとんど変化していないという現状がある。筆者はこうした状況について、

- ①社会的認識、
- ②労働者自身の問題、
- ③職場環境の問題

の3点から分析を試みたい。

まず、社会的認識についてであるが、これは、保育に関わる者としての国家資格として「保育士」が創設された後も、低賃金労働が社会的問題になっていることからもきわめて深刻な問題を抱えている。なぜならば、保育は、「家事の延長」ととらえられ、その多くを「女性」が担うものとされ、それは基本的にアン・ペイドワーク(不払い労働)であり、家族の問題として押し付けられてきた歴史も長い。こうした認識は、保育のみならず介護の領域においても共通したものであり、保育や介護の問題をとりまく状況は酷似しているといえる。そこで、著名な作家である曾野綾子が産経新聞で介護の仕事について言及したコラムがそうした社会的認識の一端を示しているために、このコラムの分析を行いたい。

曾野は著名な作家であるがゆえにその影響力は大きく、社会的認識を形成するに一定のインパクトを持っていると考えられる。曾野は、コ

ラム「曾野綾子の透明な歳月の光 労働力不足と移民」の中で、労働力を補充するために移民の受け入れを推進しようとする論調の中で「特に高齢者の介護のための人手を補充する労働移民には、今よりもっと資格だの語学力だのといった分野のバリアは、取り除かねばならない。つまり高齢者の面倒を見るのに、ある程度の日本語ができなければならないとか、衛生上の知識がなければならないとかいうことは全くないのだ。どの国にも、孫が祖母の面倒を見るという家族の構図はよくある。孫には衛生上の専門的な知識もない。しかし優しければそれでいいのだ。『おばあちゃん、これ食べるか?』という程度の日本語なら、語学の訓練など全く受けていない外国人の娘さんでも、2、3日で覚えられる。日本に出稼ぎに来たい、という近隣国の若い女性たちに来てもらって、介護の分野の困難を緩和することだ。」¹⁰⁾と述べている。介護の専門性を徹底的に否定し「2、3日で覚えられる」仕事であるとしている。曾野は、政府の教育改革国民会議の委員だったこともあり、政策決定の場においても一定の発言力を有していると考えるのが妥当であろう。

次に②労働者自身の問題であるが、①で触れたような曾野の発言に対し、どれだけの社会福祉労働者が問題意識を持つことができたのかということである。コラム自体は、介護労働者に対してについて書かれたものであっても、生活問題の解決のために日々、奔走し、生活保障について誇りを持って仕事をしている社会福祉労働者たちにとって、許容しがたい発言である。こうした状況においても対話を求める動きや社会的アクションがなかなか起きてこない現状が労働の質の問題とも密接に関係してきているのではないだろうか。しかし、一方で、こうした問題は、保育や介護が長い間、「家事労働=不払い労働」に位置づけられ、専門性を否定され続けた上に、自己犠牲の精神によって担われており、労働者自身がそうした認識から脱皮できない現状があるといえる。

また、こうした問題は、自らの労働条件の向上を求めるうえで有効な手段となりうるストラ

イキ権の行使の問題ともつながってくる。この「ストライキ」の問題は、保育分野に限らずほぼ社会福祉労働全体に関わる問題であるといえるだろう。一般的に社会福祉労働の分野でストライキが行われることは少ない。確かにこうした行為は、社会福祉サービスの利用者の生活や生命を危険にさらしてしまうおそれがあるということでは、簡単には決行できない行為でもある。しかし、実際にストライキ権行使するかどうかはともかく、自らの置かれた労働環境について真剣に考える機会が必要であるということである。現在の保育士養成課程においてどれだけ、こうした思考についての訓練がなされているのかということは疑問が生じるところもあり、こうした思考をベースに持っているのかいかないかでは、「労働の質」に大きな違いが出てしまうことは明白ではないだろうか。

次に、③の職場環境の問題であるが、この問題も保育労働者のみならず、社会福祉労働者全体に共通していることであり、「待遇」に大きな影響を与えていていることができるだろう。たとえば、どれくらいの保育士が自分の保育所(あるいは法人)の就業規則をきちんと把握しているであろうか、中には見たこともないという者も少なくないのでないだろうか。本来であれば就業規則はいつでも見ることができるように備えられていなければならないが、必ずしもそうした状況にない事業所も少なくない。細かいことかもしれないが、事業所として労働者を守ろうという意識が欠落していると労働者の権利が様々な所で侵害されうるのである。

一方で、既に述べたように福祉系の仕事が「自己犠牲」の精神によって支えられてきたことも事実であり、サービス残業が横行しているといった現実も存在している。また、労働組合の組織率にいたっては、「平成28年度労働組合基礎調査の概況」¹¹⁾ よると、わが国全体としても2割弱、医療福祉系にいたっての推定組織率は6.2%となっている。これは、保育所や社会福祉施設の運営主体の多くを占める社会福祉法人が「一般に小規模経営で閉鎖的な傾向があり、前近代的な私物化の意識が経営者にあることが多い

」¹²⁾ ことに起因している。労働組合は、単に労働者の労働条件の向上を要求するために求められているわけではない。第一義的にはそれが主目的であったとしても、労働組合に集う仲間として、仕事や仕事を通して見える社会問題について語り合い学習し、そこから得た知見を要求として掲げていくことに大きな意義がある。そのような意味で、とくに、医療・福祉系において6.5%という低組織率であることは、もっとも国民の生活問題に密接に関係しているところにありながら、労働組合がそこから見える要求に対し、まったくといっていいほど対応し切れてないという現実が浮き彫りになっているのではだろうか。

このように、①社会的認識、②労働者自身の問題、③職場環境の3つの視点から分析を行つてきたが、扱い手を取り巻く環境は、今日、危機的な状況を示しているといえる。

2) 保育労働者として「保育市場化」をどうとらえるか

こうした厳しい状況下の中、「保育の市場化」をどう捉えていくのかを保育労働者自身が主体的に考えていくことが、今後の保育を切り拓いていく上でひじょうに重要なことである。そして、「保育市場化」の問題と「保育の質」はどう結びついているのかということを保育労働者自身が認識することが求められている。

そもそも保育実践にとって一番大切なことは何なのかということであるがそれは社会福祉事業としての継続性である。そして、このことが「保育の質」を大きく左右することになる。営利企業の最優先課題は「利益を出すこと」であり、それがでなければ取り組み自体を辞めてしまうという営利優先の考え方は、成長や発達を担う保育実践のあり方としてふさわしいとはいえないであろう。

また、営利を出すためには人件費を削減するという手法がもっとも手っ取り早いために、職員も身分の不安定な非正規中心の採用にならざるを得ない。1年から数年ごとに職員の大半が

入れ替わってしまうという事態は、子どもにとつてせっかく信頼関係を構築してきた保育士との関係をまた一からやり直しを求められる精神的な負担感は測り知れないものとなるだろう。継続性が担保されない実践は、もちろん、実践の蓄積があるわけではなく「質」としては、低下の一途をたどらざるを得ないだろう。

一見すると社会福祉基礎構造改革の中における「保育市場化」は、多様な保育ニーズに応えるための条件整備のように見え、政策的な意図もそのことを全面的に押し出してきているが、実はその背景に隠された弊害の構造を保育労働者自身が理解しておくことが求められるのではないだろうか。むしろ、こうした問題意識がないと保育問題全体に対しての問題意識が希薄化してくるといえるだろう。その結果、保育労働運動は停滞し、「子どものお世話」の担い手としてのイメージを定着させてきたのではないだろうか。

IV. 社会福祉としての保育労働の復権を目指して

ここまで、保育や保育に関わる問題を保育労働者自身がどのようにとらえていく必要があるのかということについて述べてきたが、最後に改めて「社会福祉としての保育労働」という本質において再確認をしておきたい。

保育労働が社会福祉労働であることは、やはり、日本国憲法によって体系付けられたわが国の社会福祉体系の中の児童福祉法に位置づけられていることを根拠とすることができるだろう。児童福祉法第1条の第1項では、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように努めなければならない」とされ、第2項では、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とされている。そして、この目的を達成するために創設された資格の一つとして保育士があり、保育労働があるのである。つまり、その中心的な業務は子どもの「発達保障」と親の「生活保障」であり、生活保障労働は紛れもなく社会福祉労

働であるのである。

また、同じく児童福祉法第18条の第4項に規定される保育士の定義は「保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって児童及び保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」とされている。この文言が意味するのは、子どもを通して見える保護者の生活の問題についても、それを発見し、解決していく能力が求められているということである。子どもの発達に関するることはもちろんのこと、貧困や虐待といった生活問題を抱えていないか、といったことに配慮が届かなければ一人前の専門職とはいえないだろう。では、こうした問題に気づいたとき、どうするのかという課題がでてくる。そのときに、職員同士の集団的討議の場が確保されているかということである。その一つとして、今までこそ組織率は低いが、労働組合は期待できる一つの鍵を握るであろう。

契約職員も少なくない保育士が実際には、自らが雇用の危機や労働条件切り下げといった状況に直面したとき、あるいは、こうした状況になりつつあるときにやはり労働組合が存在する職場とそうでない職場には、働く者の心理として大きな違いがあるといえる。筆者も自らの福祉施設勤務の経験から、現場に就職した際に、社会福祉の構造や労働に関する知識をほとんど持ち合わせていなかったがために苦悩したことがある。この時に個人でも加盟できる労働組合の存在を知っていれば良かったと考えることがあった。現在では、個人でも加盟できる労働組合（ユニオン）の存在も大きいといえる一方で、労働組合には、単に労働条件の向上ばかりを全面的に打ち出した要求運動のみではなく、こうした「つながりの場」としての機能が求められてきているのではないだろうか。既に実施されているものもあるが、今後、インターネットやSNSの更なる活用や「つながる場」としての企画など活動の場を積極的に広げていくことも求められているだろう。

しかし、中小規模の法人が多くサービス残業や不規則勤務、非正規雇用が横行する現場において、労働組合の結成を期待するのは難しいか

もしれない。では、どうすればよいのか。長期的に総合的な観点で進めていかなければならぬが、これを改善していくためには、保育士養成をはじめとする社会福祉人材養成の課程の中にいかに社会福祉としての保育労働を位置づけていくのかということや職能団体がいかに保育士の専門性とその役割について軸足をしっかりと持ち政策提言をしうる力を持ちうるのかということが問われているのではないだろうか。そして、それを問い合わせることが、社会福祉としての保育労働の復権につながるであろう。しかし、その実現のためには、保育労働者自身が自らの専門性を活かし、社会的使命について自覚することがもっとも必要なことである。

おわりに

本稿では、保育労働のイメージが社会福祉労働であるということがなぜ浸透し切れてないのかということを中心に考察し、1960年代の保育労働運動に学ぶべきものがあるのではないかということで、その意義について検討を行った。今日における保育士養成のプロセスにおいても現場においても社会福祉を構造的にとらえる視点が育っていないことやそうした機会が少ないとについて明らかにすることができた。

一方で、では、保育労働者が「問題」を抱えたときに、それを打開していくための具体的提案についてはもう少し検討の余地が残されていることが今後の課題である。

付記

本研究は、岐阜経済大学地域経済研究所の助成を受けて実施したものである。

また、全国福祉保育労働組合東海地方本部書記長の藤原佳子様には、研究現場と実践現場の橋渡し役としてご協力いただいた。また、本研究の遂行にあたり、その他、多くの関係者の皆様のご協力を頂くことができたことの対し、感謝の意を表させていただきたい。

注

- 1) 逆井直紀・実方伸子編著『保育の理論と実践講座 第5巻
保育をつくる運動と希望の実現 ～ネットワークをどうつくるか』新日本出版社、2009年、15頁
- 2) 前掲書、17頁
- 3) 野本三吉『社会福祉事業の歴史』明石書店、1998年、144頁
- 4) 前掲書、同
- 5) 浅井春夫『市場原理と弱肉強食の福祉への道』あけび書房、46頁
- 6) 逆井直紀・実方伸子編著、前掲書、22－23頁
- 7) 前掲書、24頁
- 8) 前掲書、26頁
- 9) 江畠祥子「保育制度の改革と動向」唐謙直義・河合克義・宮田和明・横山壽一編『国民生活と社会福祉政策』かもがわ出版、2002年、187頁
- 10) 曽野綾子「曾野綾子の透明な歳月の光 労働力不足と移民」産経新聞、2015年2月11日付
- 11) 厚生労働省「平成28年度労働組合基礎調査の概況」(2016年1月9日アクセス)
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/rouishi/kiso/15/dl/gaikyou.pdf>
- 12) 「日本の福祉はこれでいいのか」編集委員会編『日本の福祉はこれでいいのか 最前線から福祉労働を問う』あけび書房、17頁

参考文献

- 高木博史『介護労働者問題はなぜ語られなかつたのか』本の泉社、2009年
- 山田ゆう子「社会福祉としての保育をとりもどす」総合社会福祉研究所編『福祉のひろば 2016年1月号』福祉のひろば、2016年
- 「特集 公的保育を守るために引き継ぎました ～公立保育所民営化の、そのあとを守る～」総合社会福祉研究所編『福祉のひろば 2016年12月号』福祉のひろば、2016年
- 真田是『新版 社会福祉の今日と明日』かもがわ出版、2003年
- 植田章・垣内国光・加藤蘭子編『社会福祉労働の専門性と現実』かもがわ出版、2002年
- 浅井春夫・小賀久・真田是編『社福祉運動とは何か』かもがわ出版、2003年